

第1回「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会

日時：平成18年7月27日(木) 15:00～16:30

場所：八戸市庁 別館2階 会議室B

出席委員：工藤清太郎委員、外崎充子委員、中村和貴子委員、阿部貞一委員、細越聖秀委員、松井敬子委員、差波清一郎委員、齋藤鈴子委員、高淵壽男委員、中村教子委員
以上10名

事務局：市長

健康福祉部：川井部長、山田次長兼健康福祉政策室長、久保澤次長兼福祉事務所長、佐藤健康増進課長、古川介護保険課長、松原生活福祉課長、河村子ども家庭課長、野里高齢福祉課長、新谷障害福祉課長

健康福祉政策室：和山主幹(社会福祉グループリーダー)

松田主幹(計画調整グループリーダー) 鈴木主査、三浦主査

以上14名

内容

1. 委嘱状交付
2. 組織会
3. 議事

(1) (仮称)八戸市福祉のまちづくり条例 制定の経緯及び制定に係る体制について

説明資料：資料1「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例制定の経緯及び制定に係る体制」

関連資料：参考1「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例制定の経緯(社会背景)に関する参照図」

(2) 国、青森県の状況について

説明資料：資料2「国、青森県の状況について」

関連資料：参考2-1「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

参考2-2「青森県福祉のまちづくり条例」

参考2-3「青森県福祉のまちづくり条例とハートビル法の関係」

(3) 他都市の状況について

説明資料：資料3-1「久喜市総合福祉条例」、資料3-2「多治見市福祉基本条例」

関連資料：参考3「他都市の条例内容比較」

(4) (仮称)八戸市福祉のまちづくり条例(骨子案)について

説明資料：資料4「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例 骨子案の体系」

(5) 「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会 今後のスケジュールについて

説明資料：資料5「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会 今後のスケジュール」

(6) 「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会 委員会の運営方法について

説明資料：資料6「委員会の運営方法について」

会議概要

1. 組織会

会長に外崎充子委員、副会長に高淵壽男委員を選出

2. (仮称)八戸市福祉のまちづくり条例(骨子案)について

胎児は、「子どもの福祉施策の推進」の対象となるのか。

事務局：「健康増進施策の推進」で対応したい。

子育て支援の対象は、妊産婦を含めているため、妊産婦や胎児についても配慮してはどうか。

事務局：検討したい。

他都市では、「定義」の条項があるが、当市にはないのか。

事務局：定義づけが必要な言葉がある場合、設けたい。

条文中には、「高齢者、障害者等」とあるが、子ども等は対象ではないのか。

高齢者や障害者等の個別の条文もあるが、「高齢者、障害者等」とひとくくりにした表現はよいものだろうか。

高齢者と障害者が一緒に活動することもあるのでよいと思う。

事務局：「高齢者、障害者等」を定義づけする方法があるので検討したい。

条例はこのような形でよい。条例に沿って、具体的な施策を進めていくべきである。

事務局：策定している計画により具体的な施策を進めていきたい。

3. 「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会 委員会の運営方法について

委員より了解を得て、次回の会議より次のとおりとする。

- ・会議を一般の方にも公開する。
- ・傍聴者は、会議で発言することはできない。
- ・会議における発言の要旨は、議事概要として記録する。